

監督者の刑事責任に関する一考察(一)

森

直

樹

目次

- 一 はじめに
- 二 監督過失の意義
- 三 監督過失と過失犯論（以上本号）
- 四 判例分析
- 五 比較法的検討
- 六 結語

公害・環境問題としてなにが重要であるかを決定するものは、歴史的な状況と問題意識である。人の生命や健康に

まで直接危害を及ぼす悲惨な事件が相次いで発生した昭和四〇年代の四大公害裁判では、公害被害者の損害賠償請求権の法理が確立し、汚染原因者たる企業の重い責任が認められた。特にコンビナートを形成する複数原因者による汚染について共同不法行為責任を認めたことは、当時の公害に対する国民の意識の高まりを示すものである。さらに、当時の公害の状況およびこれに対する国民感情に照らすとき、人の生命身体に危害を及ぼすような公害は、反社会的行為として、刑罰をもって処断されるべきであると考えられた。そこで、公害防止、環境保全に関する総合的な施策の一環として「公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律）」が昭和四七年に施行されることになった。⁽¹⁾

しかし、今日では、公害裁判は転換期をむかえた。たとえば、環境アセスメント法案化の遅滞、No.2環境基準の改訂、公害健康被害補償制度の全面見直しなどにそのあらわれをみることができる。さらに、大東鉄線事件の上告審判決は、立法経緯や、厳格な解釈と運用とが要求される刑罰法規の建前に沿って、公害罪法に定める「排出」などの概念を狭くとらえ、その適用範囲を製造工程を経て煙突や排出口、あるいは管の破損箇所などから有毒物質を排出する行為に限り、一過性の事故に対しては業務上過失致死傷罪を適用するという判断を示した。⁽²⁾この判決は、公害の規制・摘発面に一定の制約を加えたとも思われる。このような傾向の原因には、公害・環境問題に対する国民意識の低下、理論的には、行政権の優越と司法の消極性が考えられるのではなかろうか。

しかし、公害・環境問題は、現実には、さらに多様化し、広域化し、深刻化するおそれがある。たとえば、半導体製造工場からの地下水汚染や、それら物質が産業廃棄物として捨てられて起こる土壤、水質汚染などのように従来「クリーン産業」として考えられてきた先端産業による環境汚染が新たな公害として現実のものとなりつつある。

従って、公害予防と規制も、よりきめ細かい現実的な対応をせまられるのであり、その中で刑法的規制の役割も正當に位置づけられなければならない。⁽⁴⁾

以下本稿では、最近、注目されている監督過失あるいは監督者責任の問題を通じて、公害犯罪においては、責任の主体、因果関係の立証、過失の概念、刑罰の種類などをめぐる古典的な刑法原則がそのままの形では妥当せず、一定の修正をせまられるという問題を提起したいと思う。

〔注〕

- (1) 公害犯罪処罰法に関する文献として、稻川龍雄「いわゆる『公害罪法』の諸問題」法律のひろば第二四巻第六号（一九七一年）四頁、小田中聰樹「公害犯罪処罰法」法律時報第四三巻第四号（一九七一年）一七頁、垣口克彦「公害犯罪処罰法の問題性」阪南論集社会・人文・自然科学編第一七巻第四号（一九八二年）七一頁、芝原邦爾「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」ジュリスト第四七号（一九七一年）五七頁、同「企業活動と公害（4）——法人の刑事責任」乾昭三他編『企業責任』（一九八一年）一三六頁以下所収、棚町祥吉「公害犯罪処罰法適用上の諸問題」警察学論集第二八巻九号（一九七五年）五四頁、藤木英雄「公害犯罪の問題点（一）（四）」警察研究第四二巻第七号三頁、第八号三頁、第一〇号三頁、第一一号三頁（一九七一年）、同編『公害犯罪と企業責任』（一九七五年）、堀田力「公害犯罪処罰法の諸問題」警察学論集第二四巻第四号（一九七一年）一九頁、同「公害関係諸法における『排出行為』について」警察研究第四二巻第五号（一九七一年）三頁、真鍋正一「公害罪制定の意味」刑法雑誌第一八巻第一・二号（一九七一年）八七頁、宮崎澄夫「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律にいわゆる『危険』について」創価大学開学記念論文集（一九七一年）三三八頁以下所収、米澤慶治「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律にいう排出の意義について」警察公論一九七四年一月号八七頁などがある。

- (2) 中央公害対策審議会環境保健部会の作業小委員会は、昭和六一月一〇月六日、現在の第一種指定地域（大気汚染）の全面解除や公害病患者の新規認定の中止などを中心とする「公害健康被害補償法第一種地域のあり方について」と題する公健法見直しの答申案を同部会に提出し、一部修正のうえ承された。答申案は、同月三〇日、中公審総会での検討後、原案通りの内容で環境庁長官に正式答申された。公害健康被害補償法の改革の内容についての文献としては、野村好弘「公害健康被害補償制度の改革(上)(下) 法律のひろば第三九巻第一二号（一九八六年）六八頁、第四〇巻第一号（一九八七年）八〇頁、特

に「(特集) 公健制度の後退と公害問題」法律時報第五九卷第一号(一九八七年)六頁がある。

(3) 朝日新聞一九八七年九月二二日夕刊、中日新聞一九八七年九月二二日夕刊。なお、同事件の第一審判決(大阪地判昭和五四年四月一七日刑裁月報第一卷第四号三四二頁)および控訴審判決(大阪高判昭和五五年一月六日高刑集第三三卷第四号三二〇頁)は、いずれも、公害罪法第三条の「排出」の概念について、広く解していた。これと同じ趣旨の判決としては、日本アエロジル工場塩素ガス流出事故事件の第一審判決(津地判昭和五四年三月七日判夕第三八二号七五頁)および控訴審判決(名古屋高判昭和五九年一月二十四日判夕第五二〇号一一六頁)があり、批評として、石堂功卓「日本アエロジル工場塩素ガス流出事故第一審判決」昭和五四年度重要判例解説(一九八〇年)二〇七頁、中山研一「公害罪处罚法の適用範囲——アエロジル塩素流出事故を契機として」判例タイムズ第三八五号(一九七九年)四五頁、古橋鈞「過失による有毒ガスの排出と公害法の適用」法律のひろば第三二卷第六号(一九七九年)三二頁がある。また、学説においても「排出」概念を限定的に解釈する立場と拡張的に解釈する立場がある。限定解釈によれば、「排出」とは、工場、事業場の廃棄物、事業遂行上無用となつた物をそれぞれの予定された排出口から、構外の生活圏に放出することを意味するとされる(小田中・前掲書二五頁)。これに対し拡張的解釈は、「排出」を、「有害物を含んだ生産物を流通過程におくような場合をのぞき、工場・事業場における事業活動の遂行上、事業主体によって管理されている有害性のある物質を、事業主体の行為(行為又は不作為)によって、管理されていない状態において事業所外の公衆の生活圏内に放出すること」とされる(藤木・「公害犯罪の問題点」)警察研究第四二卷第八号(一九七一年)一二頁、棚町・前掲書五四頁)。なお、「排出」とは「工場・事業場の事業活動から発生する有害物質を事業所外に放出すること」(石堂功卓「排出行為の意義」藤木編『公害犯罪と企業責任』四九頁所収)とより広く定義されていることは正鵠を得ているように思われる。

(4) 中山研一「公害犯罪——企業活動と刑事責任」同他編『現代刑法講座第五卷』(一九八一年)八四頁。他にこの問題をあつかった文献としては、板倉宏「公害犯罪と法律上の問題」法律のひろば第二九卷第四号(一九七六年)三八頁、同「公害と刑事责任」ジュリスト第五三二号(一九七三年)二三頁、伊東研祐「『環境の保護』の手段としての刑法の機能」平場安治他編『団藤重光博士古稀祝賀論文集第三卷』(一九八四年)二六六頁、木宮高彦「公害犯罪」『公害概論』(一九七四年)二二四頁以下所収、田口守一訳「ヨアヒム・ヘルマン『西ドイツにおける環境保護に関する刑法の役割』」愛知学院大学論叢法学研究第二五卷第一号(一九八二年)六一頁、中山研一「第一二回国際刑法学会に出席して」ジュリスト第七〇六号

(一九七九年)一二九頁、名和鉄郎「公害刑法の理念と現実——警察・検察の法適用に関する刑法社会学の一考察(一)」静岡大学法経研究第一六卷第三二四号(一九七八年)一一三頁、平野龍一「環境の刑法的保護——第一〇回国際比較法学会大会での一般報告——」刑法雑誌第二三卷第一二二号(一九七九年)一六四頁、藤木英雄「公害と刑法の役割——公害罪をめぐつて」ジユリスト第四二一〇号(一九六九年)九四頁、同「現代社会型犯罪にも適合する犯罪理論」法学セミナー第一七〇号(一九七〇年)一四六頁、藤木英雄＝坂東克彦＝田尻宗昭＝清水誠「公害犯罪を考える(座談会)」公害研究第五卷第一号(一九七五年)四八頁、山中敬一訳「ハンス・イエルク・アルプレヒト『環境犯罪と環境刑法』」関西大学法学論集第三六卷第一号(一九八六年)一七一頁、米田泰邦「公害・環境侵害と刑罰——公害刑法と環境刑法」石原一彦他編『現代刑罰法大系第二卷』(一九八三年)一六三頁などがある。

二 監督過失の意義

監督過失とか監督者責任という言葉は多義的に用いられている。⁽¹⁾ここでいう監督過失は、「業務その他の社会生活上の関係から、他人の行動に誤りのないよう監視、監督すべき義務ある者の責任をいい、具体的には、事前の指示、示唆、指揮、命令、行動中の監視、事後の点検のいずれか、あるいはそれらのすべてをなすべき義務を内容⁽²⁾」とし、監督過失も過失責任である以上、「あくまでも監督者自身の行動(結果回避措置)との関係における注意義務違反が認められなければならず、被監督者の不適切な行動による結果発生の責任が単に転嫁されて⁽³⁾いるものではない」と理解することにする。

ところで、ここでいう監督過失は、両罰規定における業務主の過失責任とは区別されなければならない。業務主責任は、過失推定説ないし過失擬制説に立脚して、従業者等の違法行為を防止するために必要とされる選任監督上の注意を尽くさなかつたために負わされる過失責任である。しかし、その過失責任はあくまで推定なしし擬制される点で、

その過失が検察官の積極的な立証によってはじめて認定される純粹の過失である監督過失とは、その本質を異にしている。また、監督過失は、両罰規定が規定されていない罪、とくに刑法上の違法行為について問題となる点で、両罰規定における業務主責任とは異なる。

さらに、監督過失は、「従業者等の行為といった中間項を介さずに、管理者等による物的設備・機構、人的体制等の不備それ自体が結果発生との関係で刑事過失を構成しうる」「管理過失」とも区別される必要があると思う。なぜならば、「管理過失」においては、「企業組織体活動の在り方を決定できる総括者、運営管理者であるが故に、社会生活上、要求されるものであり、被監督者に不適正、不注意な行為させないように具体的に監督する義務とは別個の、総括責任者に、直接、要求される注意義務」が問題となるからである。⁽⁴⁾

以上述べてきたことから明らかであるように、監督過失は、その過失の内容が「他人の過失行為の防止義務違反」であって、発生した結果との関係が間接的で、その間に「他人の過失行為」が介入するため、予見可能性の判断対象が通常の過失のそれよりも広くなり、結果回避義務についても、「他人の過失行為の防止」という抽象的な判断をせざるを得ないこと、さらに、監督過失は、過失の「重畠的競合」の一形態であるので、被監督者の過失行為によつて発生した結果について、直接行為者以外に、どの範囲までの監督者が責任を負うのか、という極めて重大かつ困難な問題を生じさせるのである。

〔注〕

(1) 監督過失に関する文献は、石塚章夫「監督者の刑事責任について(一)(二)(三)」判例時報第九四五号(一九八〇年)三頁、第四六号(一九八〇年)三頁、第九四八号(一九八〇年)一〇頁、同「捜査・訴追及び裁判上の立証」刑法雑誌第二八巻第一号(一九八七年)二八頁、板倉宏「産業廃棄物公害と刑事责任」法律のひろば第一八巻第一号(一九七六年)二二頁、同

「食品公害における監督責任と法人の刑事責任」法律のひろば第三一巻第七号（一九七八年）四七頁、同「監督過失」警察学論集第四〇巻第一〇号（一九八七年）四三頁、井上祐司「監督者の刑事過失判例について」西山富雄他編『井上正治博士還暦祝賀刑事法学の諸相』（一九七七年）二七五頁、同「監督過失」と信頼の原則——札幌白石中央病院火災事故に関するして——法政研究第四九巻第一一三号（一九八三年）二七頁、同「監督者刑事過失について」法政研究第四八巻第一号（一九八一年）一頁、第二号（一九八一年）三一頁、内田文昭「過失犯における結果の予見可能性と回避可能性——森永ドライミルク中毒事件差戻後第一審判決——」判例タイムズ第三〇九号（一九七四年）一〇二頁、小倉喜久雄「監督業務上の過失責任」警察学論集第三七巻第五号（一九八四年）五一頁、第六号（一九八四年）八二頁、土本武司「過失犯における監督者責任（上）（中）（下）」警察学論集第三五巻第五号（一九八一年）二三頁、第六号（一九八一年）七九頁、第七号（一九八一年）七〇頁、中山研一「地下鉄工事現場のガス爆発と過失責任〔天六ガス爆発事件第一審判〕」法学セミナー第三七五号（一九八六年）六七頁、西原春夫「監督責任の限界設定と信頼の原則」法曹時報第三〇巻第二号（一九七八年）一頁、第三号（一九七八年）一頁、福田平「過失における予見可能性と監督義務違反——森永ドライミルク中毒事件」判例時報第七四二号（一九七一年）一五六頁、前田雅英「ガス爆発事故と過失責任」昭和六〇年度重要判例解説（一九八六年）一四七頁、松宮孝明「川崎がけ崩れ実験事故判決」法学教室一九八七年八月号八七頁、同「白石中央病院火災事件判決について」刑法雑誌第二八巻第一号（一九八七年）四六頁、三井誠「過失における予見可能性と個人の監督責任の限界」ジュリスト第五五二号（一九七四年）三六頁、同「管理・監督過失をめぐる問題の所在——火災刑事案件を素材に——」刑法雑誌第二八巻第一号（一九八七年）一七頁、山中敬一「ガス爆発と刑事責任」ジュリスト第八四〇号（一九八五年）二六頁、吉田敏雄「熱量変更計画最高責任者の監督過失——北ガス一酸化炭素中毒死傷事件判決（札幌地判昭和六一・二・一三）に寄せて」ジュリスト第八六七号（一九八六年）一一一頁、米田泰邦「刑事過失の限定法理と可罰的監督義務違反——北大電気メス禍事件控訴審判決によせて」判例タイムズ第三四二号（一九七七年）一一一頁、第三四五号（一九七七年）一九頁、第三四六号（一九七七年）三四頁などがある。また、比較法的な見地から監督過失を検討しているものとしては、板倉宏・西山雅晴「アメリカ合衆国における法人組織および個人の責任について——判例の動向を中心に——」日本法学第九卷第三号（一九八四年）一頁、山中敬一「管理監督過失に関する西ドイツの理論状況」刑法雑誌第二八巻第一号（一九八四年）六六頁などがある。

(2) 西原・前掲法曹時報第三〇巻第二号一四頁。

(3) 西原・前掲書一四頁。

(4) なお、監督過失の概念を、①結果発生の接着した時点における、直接行為者に対する指示・命令・監視・事後点検などによる監督義務、②直接行為者が過失行為に出る以前に、その者に指示・命令を与えたり、訓練を施すことによって、その者の過失行為を防止する義務、③直接行為者が過失行為に出る以前に、かかる過失行為の防止および過失行為が発生してもそれが結果に結びつかないような保安体制を整備する義務とに分けて、監督過失の中に諸種の類型を一括する見解（吉田・前掲書一一二頁）は、過失の内容・範囲を不明確にさせるおそれがあるようと思われる（三井・前掲刑法雑誌第二八巻第一号一八頁）。

三 監督過失と過失犯論

一 監督過失も過失責任である以上、まずもって予見可能性の有無が問題となる。

①過失犯の予見可能性については、結果発生の不安感・危惧感では足りず、結果および因果経過の基本的部分の予見可能性——監督義務懈怠から被監督者の不適切な行為を経て結果発生するまでの過程を具体的に予見すること——が要求されるとする通説⁽¹⁾からは監督過失を認めるることは容易でない。なぜならば、平均的監督者がそのような過程を具体的に予見することは困難であり、そのためには、予見可能性は否定されてしまうからである。

また、通説によれば、企業活動による災害の刑事責任が常に現場下級幹部にとどまり、企業犯罪という面が直視されず、単なる個人の落度・失策にされてしまうという事態に対し、これは企業内で起きた事故を個人の責任として問う「刑事裁判の限界」であり、それはまた、「刑事责任の節度」もあるとされている。⁽²⁾

②また、交通事犯同様、自然的事実的予見可能性の中から刑法的な意味での予見可能性を選び出す原理として考え

られている信頼の原則を、監督過失の限界設定に用いようとする主張がある。⁽⁴⁾ここでいう信頼の原則の内容は、「他人が予期された適切な行動に出るであろうことを信頼するのが相当な場合には、たとい他人の不適切な行動のために結果を発生させたとしても、これに対する責任を負わない」ということになる。刑法上分業の存在及びその重要性・合理性を否定することはできないから、それを理論化すれば、「信頼の相当性」の概念は必然的に生じるのであり、それが監督過失を限界付けるとされるのである。

③「分業と共働が必然的なものとして展開されているところ」では、信頼の原則の適用が不可欠であって、そこでは「他人の過失のない協力を信頼することは、直ちに義務違反ではない」という基本原理から、信頼の原則の適用によって、監督過失を限定すべきであるという主張がある。⁽⁵⁾ここにいう信頼の原則は、予見可能性とは別次元の問題であるとされ⁽⁶⁾、可罰監督義務違反（監督責任）の確定は、分業における許された危険の角度から、信頼を可能にする基本的事実関係——第一に、被監督者に信頼をおくことの可否・限界、第二に、責任主体（監督者）が組織内の誰であるか——を確認し、そこから信頼の原則的許容性を揺るがす例外的事情の有無を探るという手順をふむべきであるとされる。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

④これに対し、予見可能性は過失の中核として維持されるべきであるとし、これまで監督責任が問われた判例を類型化することにより、監督者がどのような場合に直接行為者の過失行為およびそれによる結果発生を予見することができたのかを明らかにしようとする主張がある。⁽⁹⁾それは、監督過失の有効な限定法理を定立しようとする点において、②および③の主張と目的を同じくするものであるが、監督者の予見可能性を類型化したうえで、その予見可能性の一部について予見義務があるとし、その予見業務の一部について結果回避義務があるとし、信頼の原則が適用される範囲はごく一部に限られるという点で、独創的である。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

⑤以上の主張は、監督過失を結果責任にならないように限定法理を確立しようとするものであるが、他方、監督過失を積極的に理論づけようとする主張もなされている。すなわち、過失を結果回避義務を中心に構成し、ついで予見可能性については、行為者に結果回避義務として、結果防止に向けられた何らかの負担を課するのが合理的であると認められる程度のものであればよいとされる危惧感説⁽¹³⁾からは、未知の危険を含む業務を組織的に行う場合、被監督者の不適切な行為があつても、結果が発生しないような安全対策をあらかじめ十分に講じないかぎり、被監督者の不適切な行為により結果が発生することについての危惧感が残る以上、そのような危惧感を打ち消すに足りるだけの結果防止の合理的負担を果たさなかつたとして過失を積極的に基礎づけることになるのである。

⑥さらに、企業体などは、組織体として活動しているのであるから、このような企業組織体の活動を全一体としてとらえ、その適否を論じた上で、その活動を分担した各個人（社長、工場長、部課長、現場従業員など）が危険防止のために果たしうる実質的役割——私企業内の職務配分は危険防止のための注意義務を左右するものではない——に着目して各個人の責任を割り出す、いわゆる企業組織体責任論と危惧感説を結びつけ、監督過失を合理的に追及しようという主張がなされている。⁽¹⁵⁾企業災害など組織体活動から生ずる危害から市民の安全を保護するという社会的要請に適うものであるが、刑罰の拡大化傾向は否定しえないように思われる。

二 以上のように、監督過失については、アプローチの仕方自体が論者によつてかなり異なつていて、そこで、これららの監督過失についての議論をふまえ、私なりに監督過失を考えてみようと思う。

まず、①の主張における問題は、過失犯における予見可能性のとらえ方にあるように思われる。そこでは、具体的詳細な結果の予見可能性（具体的予見可能性）を問題にするために、過失論が科学技術の高度化に伴う未知の災害事故に対し有効なる手段とならない感がある。特に、組織体としての安全体制の欠陥による事故——いわゆる「構造型

事故」——の場合に、なお現場関与者、直接行為者のみが刑事責任を負わせられ、地位が高ければ高いほど過失認定が困難となる傾向にある。

なるほど、これは刑法が個人責任を建前としている以上、「刑事裁判の限界」であり、同時に「刑事責任の節度」であるともいえようが⁽¹⁶⁾、しかし、このような結果は一般的の正義感情に反し、なによりも刑法のもつ市民生活の安全を守るという機能からほど遠いように思われる⁽¹⁷⁾。

次に、監督過失の限定法理を「信頼の原則」にもとめ、監督過失の問題を「信頼の原則」によって処理しようとす
る、②・③・④の主張を検討してみようと思う。

これらの主張における第一の問題は、交通事犯の場合と同様、監督責任の限界設定に信頼の原則を活用できるのかどうか、第二の問題は、活用できるとしてその場合「信頼の相当性」の判断基準は何かということである。

まず第一の問題について考えてみると、なるほど「信頼の原則が機能する基盤である『分業』と監督・被監督関係とは必ずしも同一でなく、他人の行動の監督に注意義務が向けられているかぎりでは、信頼の原則は妥当しないと考
えるべきであるから、信頼の原則を監督者責任の場に安易に持ちこむべきではない⁽¹⁸⁾」とか「監督者と被監督者の関係は、指揮監督する者とそれを受けそれに従う者という縦の関係を内容とするものであり、交通事犯のような横の関
係とは質的に異なるものである⁽¹⁹⁾」との批判があるが、私は、企業目的といった特定の目的のものに共同作業を分担す
るシステムにおいては、①目標に向って意識的に協力して業務を遂行するのであるから、分業者が技術規則に従つて
適切な行動をとるという信頼関係が必須の条件であり、法的にも、この信頼の原則を保護する必要があること、②分
業は、指揮命令ないし上級者の監督とそれに服する現場従業員ないし補助者という関係を前提にしている、ことから
考えても交通事犯同様、信頼の原則を監督過失にも適用できるように思われる⁽²⁰⁾。

では次に信頼の原則が監督過失において有効な限定法理となりうるとすれば、「信頼の相当性」の判断基準が実際的にも不可欠となる。確かに相当性の判断も一義的に明確でなく、通常の監督者一般という面での抽象化も避けられない。ただ、「信頼の原則を用いれば、被害者・第三者が不適切な行動をとらないことを信頼するものが相当かが問題となる」ので、そこでの認定は、自ずと慎重ならざるをえないと思われる。しかし、だからといって無制約に信頼の相当性が認められるものではなく、やはり客観的側面から判断するしかないようだ。⁽²¹⁾

その観点からすれば、④の主張のように予見可能性を類型化することは困難なことであり、監督過失を実際には否定するものとなりはしないだろうか。

最後に、危惧感説および企業組織体責任論については、今日の社会における過失犯の実体を考えるとき、刑事制裁の合理的確定という意味では意義あると思われるが、罪刑法定主義の現代的要請、責任主義の徹底、伝統型犯罪への対応の仕方が克服されなければならないと思われる。⁽²²⁾

三 公害犯罪というような企業犯罪に対する個人責任の限界性という問題が、以上のべてきたことから明らかとなつたように思われる。刑法は、事後的性格をもつと同時に、一般予防・特別予防という事前の性格をもつが、過失犯処罰による一般予防の効果には限界があるのであろうか。確かに、生命・身体に対する過失犯刑事責任は、個人責任が中心であり、企業組織体責任という形で責任を拡張することは、一般予防の効果の点からも刑法の社会的機能からも問題が多いと思われる。そこで次に個別具体的な事例をもとに、監督過失における判例を分析することによって、過失責任の合理的追及を明確化することにしよう。

〔注〕

- (1) 三井・前掲ジユリスト第五五二号三六頁、町野朔「過失犯における予見可能性と信頼の原則——いわゆる『北大電気メス禍事件』判決をめぐって——」ジユリスト第五七五号（一九七四年）七六頁、判例としては北大電気メス禍事件控訴審判決が、「結果発生の予見とは、内容の特定しない一般的、抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度では足りず、特定の構成要件的結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見を意味する」と判示しているのも同じ趣旨であろう。
- (2) 三井・前掲書三九頁。しかし、「企業『犯罪』というラベルを貼ることじたいの意義が大きく、また刑法の機能上かなりの実質的効果も期待しうる場合」には、法人自体の刑事責任を追及しうるような立法的解決を図るべきであるとされる（三井・前掲書四〇頁）。
- (3) 西原春夫『交通事故と過失の認定』（一九七五年）一一二頁。
- (4) 西原春夫『刑法総論』（一九八三年）一八〇頁、同「信頼の原則と予見可能性——食品事故と交通事故とを対比させつつ——」、同・前掲法曹時報第三三一卷第一号一五頁、「監督過失」（刑法学会ワークショップ・西原春夫発言）刑法雑誌第二六卷第一号（一九八五年）一三〇頁。なお、過失の概念における信頼の原則の地位の理解のしかたは異なるが、監督過失に信頼の原則を適用する趣旨として、松原昌樹「医師の監督責任について」Law School No. 54（一九八三年）三四頁、特に、大塚仁『刑法概説（総論）〔改訂版〕』（一九八六年）二一四頁は、「監督者は、組織内での上位者である地位にもとづいて、下位者である被監督者に対して、協力して作業を行う者同士として、一般の過失の場合以上に、信頼し合うことができる反面、上司として、部下の行動を監督し、過誤ながらしめるべきものであるところから、信頼の原則はその適用を制約されなければならない面があるといえよう。とくに部下の担当する仕事が人の生命・身体に対する高度の危険を含むものである場合や、部下の能力が十分でない場合には、上司の監督義務は高められ、信頼の原則は働かない」とされ、監督過失における信頼の原則の適用範囲をかなり限定されている。
- (5) 米田・前掲判例タイムズ第三四二号一七頁、第三四五号一九頁、第三四六号三四頁。
- (6) この点で、信頼の原則の体系的地位を「事実的自然的予見可能性の中から刑法的な予見可能性を選び出す原理」と解されている西原教授とは異なっている。
- (7) 結局のところ、米田弁護士の監督過失に対する考え方の根底には、「監督義務違反は、部下の過失行為を不注意で防止し

なかつたという不作為の従犯行為と同様の形態であり、故意犯の場合と対比しても、その可罰価値の促え方については、慎重な検討が必要」（米田・前掲判例タイムズ第三四六号三九頁）であるということがあつて、監督過失を認めてよい場合を、制御能力のないものに危険な業務につかせるとか、作業方法が通常の手段では危険を制御できないとかあるいは作業始後に信頼を動搖させる事情が発生した場合に限定されている。

(8) なお、西原教授のいわれる「信頼の相当性」と米田弁護士のいわれる「例外的事情」の内容は同じと解してよいと思われる。

(9) 石塚・前掲判例時報第九四五号三頁、第九四六号三頁、第九四八号一〇頁。

(10) 監督にとって直接行為者の過失行為および行為発生が予見可能とされる場合を、①直接行為者に単純なミスがあつたとき（第一類型）、②定型的な危険があるとして、法令等で、あるいは自主的な安全対策として、事故防止のための手段が定められている場合に、直接行為者が右の定めに違反して結果を発生させたとき（第二類型）、③同種事故の報告や初期的異常の発生報告等の、事故発生を予見しうる特別事情が存在するとき（第三類型）に類型化される（石塚・前掲判例時報第九四六号三頁以下）。

(11) ここでいう予見義務とは、組織上一応監督関係に立つとされる者で前注の予見可能性を肯定される者のうち、誰が刑事上の責任を負うのかということを意味する。そしてその判断基準は、監督関係の実態についての事実認定を経たうえ、直接行為者に対する具体的な監督権限を有していたか否か、および安全体制の維持確立について最終的責任なしし権限を有していたか否かによるところとされている（米田・前掲判例時報第九四八号一一頁）。

(12) 第一類型については、①ミスを犯さないよう日常に指導、訓練すること、②ミスを犯さないような体制を作つておくこと、⑥ミスがあつたとしても、それが危険な結果に結つかないような体制を作つておくことが、第二類型については、②直接行為者が右体制に従つた行動をとるように指導すること、⑤右の安全体制が正常に作動するように点検整備すること、が結果回避のために必要な措置であるとされ、以上の①～⑤の各措置を総称して「安全体制確立義務」といい、①および②（直接行動者に対する直接的な監督を内容とする）は、狭義の監督責任、②、⑥（間接的に事故発生を防止することを内容とする）は、広義の監督責任といふとされる。また、第三類型については、特別な事情に対応して具体的な結果回避措置を考えなければならないとされている。さらに、安全体制確立義務とは別に、結果接着時点での回避義務があるとされ、そ

の判断は、信頼の原則および期待可能性によっておこなわれるが、信頼の原則はこの場合だけに適用されると主張されている（石塚・前掲判例時報第九四八号一一頁、特に一三頁）。

- (13) 藤木英雄編著『過失犯——新旧過失論争』（一九八一年）五七頁。
- (14) 藤木英雄「企業災害と過失犯（一）」ジュリスト第四七九号（一九七一年）九二頁。
- (15) 板倉・前掲警察学論集第四〇卷第一〇号五八頁。
- (16) 三井・前掲ジユリスト第五五二号三九頁。
- (17) 藤木英雄『刑法講義（総論）』（一九八一年）一五〇頁。
- (18) 土本武司『過失犯の研究——現代的課題と実務』（一九八六年）一二八頁。なお、板倉・前掲法律のひろば第三二卷第七号五一頁。
- (19) 土本・前掲書一三九頁。
- (20) 大谷実「危険の分配と信頼の原則」藤木英雄編著『過失犯——新旧過失論争——』（一九八一年）七六頁以下所収。
- (21) 「監督過失」（刑法学会ワークショッピング・西原春夫発言）前掲刑法雑誌第二六卷第一号一三一頁参照。
- (22) 石堂功卓「新過失論の課題」中京法学第一一卷第二号（一九七六年）五五頁。